

公立大学法人尾道市立大学 第 3 期中期計画

目次

- 第 1 はじめに
- 第 2 中期計画の期間
- 第 3 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第 4 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第 5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第 6 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第 7 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第 8 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
- 第 9 予算、収支計画及び資金計画
- 第 10 短期借入金の限度額
- 第 11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第 12 剰余金の使途
- 第 13 尾道市の規則で定める業務運営に関する事項

第 1 はじめに

尾道市立大学は「知と美の探究と創造」を建学の基本理念として、経済情報学部と芸術文化学部の 2 学部を持つ公立大学として設立された。経済情報、日本文学、美術という 3 つの学科は、瀬戸内の産業・流通拠点として栄えた尾道の歴史、文化と芸術を創造し受け継ぐ尾道の伝統を体現した編成であり、尾道市が設置した公立大学として、尾道女子専門学校創設以来、地域社会や国際社会に貢献する有為な人材を育成してきた。

少子化の急速な進行による人口減少、新型コロナウイルス感染症等の流行、グローバル化の進展、様々な情報技術の急速な発展、SDGs の取り組み等により、大学を取り巻く環境はいま大きく変化している。その中で、未来を支える人材となる若者が、社会経済の課題の多様化・複雑化に対応できるよう確かな専門的能力と豊かな教養、自主的に考え行動できる主体性と積極性を持つことがますます重要になっている。そのために尾道市立大学は少人数教育の特長を生かし、「何事にも好奇心を持ち、積極的にチャレンジする学生が育つ大学」「一人一人が成長を

実感できる大学」「地域に入り、地域で学び、地域に還し、地域から発信していく大学」の実現を目指す。

重点課題

1. 本学の特色である学科構成を生かした教養教育の充実と体系的な専門教育の実現を図る。
2. 卒業生の資質・能力を保証する「出口における質保証」の取組みを推進する。
3. 高度な専門的知識と技能、独創的な表現力、高いコミュニケーション能力を持った人材を育成するカリキュラムと教育方法を開発し導入する。
4. 各教員が質の高い優れた研究活動と創作活動を不断に行い、国内外に発信していく。
5. 尾道の歴史と伝統を学び、尊重し、「地域を学びの場として生かす教育・研究」を実践していく。

第2 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とする。

第3 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 質の高い教育課程の編成

- 学修成果や学生の行動と大学の教育の成果の情報を確認し、3つの方針を点検し、学修者の視点でカリキュラムや教育体制を検証し、必要な見直しや改革を行う。
- 必要事項を記入しやすいよう、また、学修者にとっても見やすいようにシラバスについての不断の検証を行っていく。

評価指標	①学生のポリシーの認知状況 ②シラバスの記載内容
------	-----------------------------

(2) 幅広い視野と豊かな教養を持ち、国際的に通用する人材の育成

- 地域に出たのゼミや各種フィールドワーク等の少人数教育による多様な学修機会を提供することにより、地域での活躍が期待できる行動力や実践力を備えた人材を育成する。
- グローバルな視野を持つために、短期留学プログラムへの参加を推進するとともに、長期留学制度についても積極的な参加を図る。

評価指標	①地域に出たの学修の状況 ②海外語学研修参加学生数 交換留学派遣学生数
------	--

(3) 専門的知識と技能を身につけ、社会に貢献できる人材の育成

- 学生の満足度を含めた学修成果について検証を実施するために必要なデータを、到達度アンケートや満足度アンケートにより収集し分析を行う。
- 本学の教育目的達成のための教学マネジメントを確立するために、「内部質保証マニュアル」に示されたPDC Aサイクルの適切な運用により、学修成果の検証結果を踏まえた教育内容と方法の全学的な改善を行う。

評価指標	①学生アンケートの回答状況 ②授業内容の点検、見直し状況
------	---------------------------------

(4) 教育力の向上

- 学生アンケート（授業改善アンケート）の活用や教員による自己点検などのファカルティ・ディベロップメントを実施し、教育の改善を図る。
- 課題内容の中で主体的な学修機会を増やし、さらに対話を通じたフィードバックを行うことで深い学びを促す。

評価指標	①ファカルティ・ディベロップメントの実施状況 ②授業内容の点検・見直し状況（再掲）
------	--

(5) 学修の評価

- 教員と学生が学修の進捗状況を共有することにより、学生の主体的な学修を導き、教育効果を高めるための取組を推進する。
- 学修ポートフォリオなど学生の主体的な学びを促進するための仕組みを充実させる。

評価指標	①学修成果の把握、可視化に向けた取組状況
------	----------------------

(6) 学生の受入れ

- 18歳人口の減少やコロナ禍を経た志願者状況の変化を踏まえて、入学志願者確保のための方策を検討する。
- アドミッション・ポリシーに基づく目的意識や学習意欲の高い優秀で多様な学生を確保するために、修学後の状況を検証する。その結果に基づいて、現在の選抜区分の見直しを含めて、優秀な学生を確保するための方策を検討する。
- 収容定員に対する入学者数を適正に管理する。

評価指標	①志願者数・受験者数・入学者数 ②アドミッション・ポリシーの認知度 ③進路相談会の参加状況
------	---

(7) 大学院教育

- 大学院の学生確保のために、学部生に対して大学院説明会を行うとともに社会人や留学生に対しても積極的に広報活動を行う。

- 学外進学希望者に対して、面談や説明会の実施等により外部にも開かれた状況を作る。
- 「大学院生や修了生の声」のコーナー等の広報を充実していく。

評価指標	①大学院の入学数 ②社会人や留学生に対しての広報状況
------	-------------------------------

2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究の活性化

- 学科内外での主体的な共同研究を促進する。
- 研究成果の公開について、広く優秀な論文や研究書、作品をこれまで以上に学外にアピールしていく。

評価指標	①共同研究数 ②教員の研究情報の公表状況
------	-------------------------

(2) 研究の実施体制

- 教員の研究時間を確保し、研究を行いやすい環境を整備する。
- 学内に留まらない研究のために、海外の提携校や国内の各専門分野の学会・研究機関との学術交流、共同研究等を推進する。

評価指標	①サバティカル制度の利用 ②科学研究費補助金の採択数
------	-------------------------------

3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学習の支援

- カリキュラムマップやツリーを活用した体系的な履修指導を行うとともに、学修成果を可視化できる仕組みや学修相談体制により、主体的な学びに導く。
- 学修に困難を抱えている学生に対して、医務室、カウンセラー、チューターが連携しての支援の他、学生同士のピアサポートなど相談しやすい体制を充実する。

評価指標	①学修相談体制の整備状況 ②学修に困難を抱えている学生への支援件数
------	--------------------------------------

(2) 学生生活の支援

- チューターによる定期的な面談や TEAMS を活用したコミュニケーションで学生生活における不安や不調などの問題を迅速に把握し、心身の健康の支援を継続して行う。
- 学生団体との連携を密にし、ニーズや活動を適切に把握し、学生が課外においても様々な活動が活発に行えるよう支援する。

評価指標	①学生への心身の健康支援状況 ②学生の課外活動状況
------	------------------------------

(3) キャリア形成の支援

- 地域協働の実践を経験しつつ、学生が自らのキャリアを考えるためのインターンシップを充実させる。
- 就職情報を提供するのみでなく、キャリア形成に対する学生のニーズや満足度を把握し、インターンシップなどの情報提供や卒業生との連携強化、デジタル技術を活用した相談体制の充実等、実践的なキャリア支援を実施する。

評価指標	①インターンシップ参加企業数・学生数 ②地元企業の紹介機会の提供数
------	--------------------------------------

(4) 経済的支援

- 高等教育修学支援制度や奨学金制度、授業料減免制度等の学内への周知を図る。また、相談支援体制を整備する。

評価指標	①経済的支援の相談・利用数 ②経済的理由による休学・退学数
------	----------------------------------

第4 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域社会との連携・協働

- 地域や企業のニーズ、課題に対応するため、産官学連携等の相談機能を強化し、尾道市や尾道商工会議所等と連携することで、自治体や企業等の課題解決に向けた研究を推進し、地域を考え、提案できる人材を育成するとともに研究成果を学内外に還元する。

評価指標	①地域と連携した課題研究 ②学外組織との連携状況
------	-----------------------------

(2) 地域への学習機会の提供

- 生涯学習及び社会人教育の拠点として大学の知を地域に還元するために、公開講座・教養講座等、市民のニーズに沿った学習機会の提供に努める。

評価指標	①公開講座等の開催状況
------	-------------

2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) グローバル化の推進

- 多くの学生が海外での学修を体験できる機会を提供する。
- 外国人留学生に対する学修支援・生活支援を充実し強化する。

評価指標	①外国人留学生数 ②外国人留学生の満足度や学修成果
------	------------------------------

第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 運営体制の改善

- 大学の管理運営体制の点検を進めるとともに、学長がリーダーシップを発揮し、教育研究のさらなる充実と中期目標・中期計画の達成に向けた法人経営を行う。

評価指標	①管理運営体制の状況
------	------------

(2) 教育研究組織の充実

- 教学マネジメントの理解を深めるとともに、学位プログラムや各課程の「質保証」の責任体制を明確にする。また、教職員の協働体制をより促進する。

評価指標	①教員数 教員の適正配置 ②教員と事務職員の連携状況
------	-------------------------------

(3) 事務処理の改善・効率化

- 業務内容を点検し、必要な制度整備、事務手順の合理化等によりデジタル技術を有効活用できる環境を整備することで、効率的で合理的な事務を推進する。

評価指標	①事務作業のシステム化デジタル化
------	------------------

第6 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 資源の適正配分

- 財務状況等大学運営経費を分析し、教育基盤整備や各事業実施の優先順位を定め、効果的な予算配分を行うとともに、外部委託を含めた経常的費用の節減に努める。

評価指標	①経常的費用（管理的経費）の抑制 水準維持 ②外部委託の状況
------	-----------------------------------

(2) 外部資金等の獲得

- 授業料や入学料等の学生納付金の安定的な収入の確保に取り組んでいくとともに、外部研究資金獲得や受託研究事業拡大のための組織的な取組を実施し、自己収入の増加に努める。

評価指標	①外部研究資金及び寄付金の状況 ②受託研究数
------	---------------------------

第7 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検・評価の実施

- 第三者機関の認証評価の受審結果を踏まえて、点検項目や評価基準を適切に設定し、内部質保証システムによる確実なP D C Aを展開する。

評価指標	①質保証委員会の取り組み状況 ②評価指標の確認、報告
------	-------------------------------

(2) 情報公開及び広報活動の推進

- 教育研究や地域・社会貢献等に関する情報を、ビジュアルを用いて SNS 等多様なメディアを通じて積極的に発信する。
- 高校訪問やオープンキャンパス等の入試広報活動だけではなく、本学への訪問の受入れや高校生に本学の特色を十分に知ってもらった上で志願してもらうための「出張講義」を継続して実施する。

評価指標	①Web サイト、SNS へのアクセス数 ②高校訪問数、オープンキャンパス等の来場者数
------	--

第8 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設・設備の整備と活用

- 新図書館での展示活動などを通じて学科の教育研究内容を紹介するだけでなく、学科間交流や地域貢献活動を行う等、学術基盤としての図書館の機能・役割を強化する。
- 将来を見据えた施設設備の整備維持管理計画を策定し、学生の多様性や様々な学修スタイルに配慮した教育環境を整えるなど、計画的かつ効果的なキャンパスの整備を目指す。

評価指標	①施設設備の利用状況 ②施設設備の整備維持管理状況
------	------------------------------

(2) リスクマネジメントの強化及び法令遵守の推進

- 法令遵守を徹底するとともに、研究活動における不正行為を防止するための研究倫理教育の実施を強化する。
- 情報セキュリティポリシーに基づき、情報倫理教育やセキュリティ研修を行い、情報管理を徹底する。
- 自然災害や感染症、国際交流における安全対策など、リスクに備えた危機管理体制の充実と日常的な危機意識の啓発に努める。
- 多様性の受容を促進する取組を推進するとともに、ハラスメントの防止及び発生した際の迅速な対応を可能にする体制づくり、全学的な意識づくりの取組を推進する。

※ 退職手当については、公立大学法人尾道市立大学教職員退職手当規程に基づき支給し、当該年度において算定された相当額が運営費交付金として財源措置される。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金＝普通運営費交付金＋特別運営費交付金

① 普通運営費交付金

- ・ 法人の運営に係る標準的な経費・収入を算定し、その財源不足を補うために交付される。
- ・ 各事業年度の普通運営費交付金は、直近年度の決算額を基準として、各事業年度の予算編成過程において所要額が精査される。

② 特別運営費交付金

- ・ 標準的な経費で対応できない特定目的の経費である授業料減免、退職手当、大規模修繕等、年度の事情により経費が変動する事業の財源に充てるために交付される。各事業年度の予算編成過程において所要額が精査される。

(2) 収支計画（令和6年度から令和11年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
業務費	
教育研究経費	
外部資金等経費	
人件費	
一般管理費	
財務費用	
減価償却費	
臨時損失	
収入の部	
経常収益	
運営費交付金収益	
学生等納付金収益	
外部資金等収益	

補助金収益	
雑益	
資産見返負債戻入	
資産見返運営費交付金等戻入	
資産見返物品受贈額戻入	
臨時利益	
純損益	
目的積立金取崩額	
総利益	

注 収支計画と予算及び資金計画との額の違いは、資産取得及び減価償却に係るものである。

(3) 資金計画（令和6年度から令和11年度まで）

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	
投資活動による支出	
財務活動による支出	
次期中期目標期間への繰越金	
資金収入	
業務活動による収入	
運営費交付金収入	
学生納付金収入	
外部資金等収入	
雑収入	
投資活動による収入	
財務活動による収入	

第10 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし

第12 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

第13 尾道市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

【 参考資料 】 計画項目数比較表

項 目	第3期	第2期	第1期
第3 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	27	33	71
1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(16)	(19)	(41)
2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(4)	(4)	(11)
3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置	(7)	(10)	(19)
第4 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置	4	4	17
1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置	(2)	(2)	(11)
2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置	(2)	(2)	(6)
第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	3	10
第6 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	2	4	11
第7 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	3	5
第8 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	6	3	10
計	45	50	124

※ () 内は、大項目内の中項目数